

多発する水害・土砂災害 避難情報などの伝え方が変わります

◎問い合わせ
本庁危機管理課防災保安係(☎ 34-2236)

国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定に伴い、市は7月から「避難情報など」の伝え方を改めました。今後、水害や土砂災害の発生により避難勧告などを出す場合は、警戒レベルを付けて発令します。これは、分かりにくいといわれていた避難情報を、直感的に判断できるようにするため、5段階の警戒レ

ベルを設定し、とるべき行動を明確化したものです。災害発生の恐れがある場合は、テレビやラジオなどで情報収集に努め、警戒レベルに応じた行動をお願いします。なお、国や県が出す「防災気象情報」も警戒レベル相当情報が設定されましたので、自主避難などの参考にしてください。

5段階に整理された避難情報と防災気象情報

【避難情報など】

警戒レベル 5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 (市が発令)
警戒レベル 4	全員避難。 速やかに避難所へ避難しましょう。	避難勧告 避難指示(緊急) (市が発令)
警戒レベル 3	高齢者、障がい者、乳幼児などは避難。 避難に時間を要する人とその支援者は、避難しましょう。	避難準備・ 高齢者等避難開始 (市が発令)
警戒レベル 2	市ハザードマップなどで避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報など (気象庁が発表)
警戒レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)

【防災気象情報】

警戒レベル5相当情報
氾濫発生情報
大雨特別警報 など

警戒レベル4相当情報
氾濫危険情報
土砂災害警戒情報 など

警戒レベル3相当情報
氾濫警戒情報
洪水警報 など

※防災気象情報は、住民が自主的に避難行動をとるための参考情報です

あなたの夢がまちづくりの力に サマージャンボ宝くじを発売中

◎問い合わせ
(公財) 県市町村振興協会
(☎ 019-651-3461)

宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。サマージャンボ宝くじは、商業施設などの宝くじ売り場のほか、次の三つの特設売り場でも購入できます。ぜひご利用ください。

- 発売期間 8月2日迄まで
- 種類・賞金 ①サマージャンボ…1等5億円・前後賞各1億円ほか、②サマージャンボミニ…1等3千万円・前後賞各1千万円ほか
- 金額 各1枚300円
- 特設売り場 市役所本庁地階職員組合売店、歴史公園えさし藤原の郷、国民宿舎サンホテル衣川荘
- 抽せん日 8月14日(日)



えさし藤原の郷の特設売り場

助成金をまちづくりに活用

市では、宝くじの収益金から配分される助成金を地域経済の活性化に役立つ事業(商工業や観光物産の振興など)に充てて活用しています。
【参考】平成30年度の助成金交付額 2,190万円

8月は 受給者証・保険証の切り替え時期です

◎問い合わせ
本庁健康増進課医療給付係(☎ 34-2902)、国保係(☎ 34-2901)、各総合支所国保担当グループ

現在お持ちの「医療費受給者証」「国民健康保険高齢受給者証」「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は7月31日までです。該当者には、7月中に新しい受給者証、保険証を郵送しますので、8月からはそちらをご利用ください。

受給者証

- 医療費受給者証(①黄色、②緑色、③藤色、④桃色)
- ◎対象=①乳幼児、②小学生、③中学生・高校生等、④重度心身障がい者、ひとり親家庭、寡婦

現在交付を受けていて、更新対象の人に郵送します。受給者証番号が変わる場合がありますので、医療機関には新しい受給者証を提示してください。



※④のうち未就学児と小学生は黄色です

◆小学生の医療費助成の方法が変わります◆

これまで小学生の医療費助成は、一度、受給者が医療機関などの窓口で医療費を負担し、約3カ月後に給付される方法でした。8月診療分からは、あらかじめ給付分を差し引いた額を窓口で負担する「現物給付」という方法に変わります。助成割合や助成対象に変更はありません。

■国民健康保険高齢受給者証(⑤肌色)

◎対象=国民健康保険に加入している70歳から74歳の人
医療費の自己負担割合を示す証明書になりますので、医療機関で受診する際に保険証と一緒に提示してください。



保険証

■後期高齢者医療被保険者証(⑥青色)

◎対象=75歳以上の人、65歳以上で一定の障がいがある人
医療費の自己負担割合は、課税所得に応じて1割もしくは3割です。



■国民健康保険被保険者証

更新日は10月1日です。9月下旬に郵送します。

■介護保険被保険者証

対象者ごとの有効期限に基づき随時更新します。

有効期限は7月31日まで 更新を忘れずに 限度額適用認定証などの申請手続き

◎問い合わせ
本庁健康増進課医療給付係(☎ 34-2902)、国保係(☎ 34-2901)、各総合支所国保担当グループ

医療費の自己負担が限度額までになる「限度額適用認定証」と、入院中の食事代も減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請や更新の手続きについてお知らせします。なお、世帯内に住民税未申告の人がいる場合は、認定証を発行できませんのでご注意ください。

国民健康保険加入者

いずれの認定証も、8月以降も引き続き使用する場合は、8月中に申請が必要です。

(1) 限度額適用認定証

- 対象=70歳未満で入院や高額な外来治療を受ける人
- 手続きに必要なもの=保険証、印鑑、来庁者の本人確認書類★

(2) 標準負担額減額認定証

- 対象=世帯主と被保険者が住民税非課税の人
- 手続きに必要なもの=保険証、印鑑、減額認定証(更新の場合)、入院期間が分かるもの(90日を超えた場合)、来庁者の本人確認書類★

★本人確認書類は、運転免許証など顔写真のあるものは1点、保険証など顔写真のないものは2点必要
※申請にはマイナンバーの記入が必要です

後期高齢者医療保険加入者

新規申請の人は、保険証、来庁者の本人確認書類★を持参してください。更新の人は申請不要で、新しい認定証を送付します。

(1) 限度額適用認定証

- 対象=次の二つの条件を満たす人。▼自己負担割合が3割の人、▼世帯内の被保険者のうち最も課税所得が高い人が380万円未満である人

(2) 限度額適用・標準負担額減額認定証

- 対象=世帯の全員が住民税非課税の人
- 区分Ⅰ: 世帯全員の所得が0円の人(年金所得控除額は80万円として計算)
- 区分Ⅱ: 区分Ⅰ以外の人

◎区分Ⅱの人は入院日数が90日を超えた場合、食事代がさらに減額になる長期入院該当の申請ができます